

各国成年年齢表

	国名	私法上の成年年齢	養親となる者の年齢	婚姻適齢	選挙権年齢	成年年齢変更の時期	変更前の成年	成年年齢を定めた理由/変更の理由
1	アイスランド	18	25 (特別な事情の場合は20)	18 (18以下でも両親・司法省・宗教省が認めて場合には可)	18	○1997	18	①社会的な変遷により若者の成熟度が遅くなり、最近では20歳になるまで実家に住み、両親から扶養を受けることも珍しくなく、また若年層の雇用機会も縮小し、若者の独立が難しくなったから。②児童の権利条件に合わせた。③親の保護監督義務は16歳になるまでとされているのに、養育費の支払い義務は18歳になるまでとされていることの矛盾を解消するため
2	アイルランド	18	21	18	18	○1985	21	1977年から83年にかけて法下記下記委員会へ審議された。当時、多くの国が成年年齢を21歳と定めていたが、この年齢が不必要に高いと考えられており、成年年齢は国際的に引き下げる傾向があった。法下記下記委員会は1983年に成年年齢、婚姻適齢等に関する報告書を提出し、政府はその内、成年年齢に関する勧告を受け入れた。
3	アメリカ合衆国 (約40州)	18-37州 19-2州 21-1州	18-25 (州によって異なる)	13-18 (州によって異なる。婚姻適齢の規制ない州もある)	18	○1970年代 (州によって異なる)	21	(主な理由) 成年年齢の引き下げは、選挙権年齢が21歳から18歳に引き下げられたことに関連している。1965年から1973年までの間、何百万人ものアメリカ兵が徴兵又は志願によりベトナムに赴いた。1960年代、多くの米国民の中で、徴兵年齢が18歳であるにもかかわらず、選挙権年齢が21歳であるのは付工程である、徴兵されるのに十分な年齢である者は軍隊の在り方を含め政治に意見を述べるのが認められるべきだとの議論がなされ、「戦うのに十分な年齢、投票するのに十分な年齢 (old enough to fight, old enough to vote) がキャッチフレーズとされたこのような状況の中、連邦政府が憲法を改正し、選挙権年齢を引き下げた。この社会的な流れを受けて成年年齢の引き下げが行われた (ワシントンD.C、ニューヨーク、ヒューストン) 改正前は、成年年齢が21歳であったが、21歳未満の者の多くの者が、有給雇用され、家屋を所持するようになった結果、成年年齢を21歳と定める一部の法律は、契約締結等における混乱や過度の負担を20歳以下の者に負わせる結果を招いた。また、労働市場においては、21歳未満の就労者数が増加し、経済的重要性が増したことによって、18歳以上20歳以下の年代に対しても、大人としての各種機会、権利オヨに責任を認めるべきとの社会的風潮が高まった (ミシガン) なお、選挙権年齢、成年年齢が18歳に引き下げられたことから、いくつかの州ではそれまで21歳であった飲酒・酒類購入も18歳に引き下げた。しかし、これによって若者の飲酒に付随する死傷者数が増えたため、飲酒・酒類購入年齢の再引き上げが論じられるようになり、1984年に飲酒・酒類購入年齢を21歳以上に定めるよう各州に求める連邦法「全米最低飲酒年齢法」が成立した (シューストン)。
4	アルゼンチン	21	35 (結婚歴5年以上の夫婦であれば 年齢制限なし)	男 : 18 女 : 16	18	○1968	22	若者の精神的、身体的成熟度及び時代の変化を考慮した。なお、近年、成年年齢を18歳に引き下げる法案がいくつか議会に提出されたが、成立したものはない (現在も下院に提出されている)。

5	イギリス	18	21 (ただし、配偶者の一方の子を養子とする場合には、もう一方の配偶者が21以上であれば、子の実親が18以上であれば可)	16 (ただし、18歳未満の場合は親の同意が必要)	18	○1969	21	歴史的経緯により (マグナカルタ時代 (13世紀) に、騎馬兵隊が一般的になったが、騎馬用の重い防具を身につけつ乗馬して戦うことのできる年齢として21歳が成年年齢とされた)、成年年齢は、コモンロー上、21歳であった。1960年代に開催された成年年齢に関する審議会 (The Latey Cmmittee on Tha Age of Majority) において検討された結果、成年年齢に関する歴史的起源とは今日では無関係であること、時代とともに若年層の成熟化が進んでいること、18歳までにほとんどの者は権利と義務を享受する準備ができており、コミュニティー全体も若年層の参加により大いに利益を受けるであろうことなどを考慮し、成年年齢を18歳に引き下げるべきという勧告がなされ、引下げが行われた。
6	イスラエル	18	年齢制限なし (ただし18歳の年齢差が必要)	(18歳未満は裁判所の許可が必要)	18	変更なし		ほとんどのイスラエル人が軍隊に入隊する年齢であるため。
7	イタリア	18	年齢制限なし (ただし18歳の年齢差が必要)	16 (18未満は裁判所/許可が必要)	18	○1975	21	①より若年層に国政選挙及び地方選挙への選挙権を与えるためであり、選挙権年齢が憲法において「成年年齢とされていることから、成年年齢の引き下げにつながった、②時代とともに、もたらされた風習の変化や若年層の心身の成熟の進化等も背景にあった
8	イラン	18	既婚であること	男:15 女:13 (上記年齢に至っていない場合も父親の了解及び裁判所/許可で婚姻可)	18	変更なし		なし
9	インド	18	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
10	インドネシア	21	35 (上限は55)	男:19 女:16 (21歳未満は両親の許可が必要)	17	変更なし		なし
11	エジプト	21	N/A	N/A	N/A	変更なし		エジプト民法は1948年に成立したが、成年年齢については改正されておらず、今後も改正する予定はない。なお、成年年齢が21歳である理由は明らかではないが、エジプトの法体制がフランス法を参考にして作られていることからすると、エジプト民法制定当時のフランス民法における成年年齢が21歳であったためであると考えられる。
12	エチオピア	18	N/A	18 (特別な事情があれば16)	N/A	変更なし		18歳を成年年齢とした理由は明らかでなく、今後も成年年齢の見直しをする予定はない。
13	オーストラリア	18	21-2州 18-2州 年齢制限なし—2州、2特別地域	16 (18未満は裁判官及び親族の許可が必要)	18	○1970-74 (州によって異なる)	21	すべての点で、男女とも18歳で、一世代前の21歳と同じぐらいの成熟性を有している。
14	オランダ	18 *1	年齢制限なし (ただし18/年齢差が必用)	18 (ただし、両性が16以上であり、かつ、女性が妊娠又は過去に出産したことを証明する診断書を提出した場合には婚姻可)	18	○1988	21	①「子の保護に関する法律」改正委員会は、未成年者は、21歳に達する前から、徐々に法律上も事実上も民事的な法律行為をするに足る能力を得ており、オランダ社会においては、未成年者に更に高い自律性が見られる、

15	カナダ	19-1州 (BC州含む) 及び3 準州 18-6州(ケ ベック、オンタ リオ州含む)	州によって異なる(例えば、ブ リティッシュコロンビア(以下「 BC」)という。)州では19歳以上、 ケベック州は年齢制限はないが 年齢差が18歳以上必要、オン タリオ州は18歳以上原則とし て18歳未満でも裁判所の許可	州によって異なる (例えば、BC州では16歳未満は 裁判所の許可を得て、16歳、17 歳は親の同意があれば認められ る。ケベック州では、16歳を婚 姻適齢とし、18歳未満は両親の 同意及び裁判所の許可があれば	18	○1970 (BC 州)、 1971(ケ ベック、 オンタリ オ州)	21	成年年齢を19歳とした理由は必ずしも明らかではないが、若年者が家を出る年齢 や消費取引を始める年齢等についての社会的な認識に基づくものといえる。
16	キューバ	18	18	男:16 女:14 (18未満は両親の承認が必要)	18	○回数 (時期不 明)	21	キューバの法律の系譜は、大陸法であり、成年年齢を21歳としていたが、反バ ティスタ反乱軍や革命後の識字運動等において、21歳よりも更に年少の若者たち が、政治的主役を果たしてきたことなどを背景。
17	ギリシャ	18	30(上限は60。また、年齢差 が18以上50以下である必要)	18	18	○1983	21	18歳は法的能力を有するに十分成熟していると考えられるため。また、1981 年、長年の保守政権から社会主義政権へと政権交代が行われ、社会改革の一環と して見直しが行われた。
18	クウェート	21	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
19	ケニヤ	21	N/A	N/A	N/A	変更なし		21歳で権利を行使し、義務を果たすのに十分に成熟すると考えられるため。
20	サウジアラビア	18	制限なし	18	21 *2	変更なし		国際的に標準と考えられるため
21	シンガポール	21	25(ただし21の年齢差が必要)	18(21未満は親・法定代理人の 同意が必要)	21	変更なし		成年年齢を定める制定法はなく、コモンローによって規定されている。
22	スイス	18	23(婚姻している夫婦が養子 をとる場合以外は35)	18	18	○1993	20	1991年に選挙が20歳から18歳に引き下げられ成年年齢も引き下げられた。
23	スウェーデン	18	25(実子、配偶者の子を養子 とする場合は、以外は35)	18	○1974	20		他の欧州諸国の動向に合わせた。
24	スペイン	18	25(ただし14の年齢差が必 要)	18(例外的に16)	18	○1978	21	1976年のスペイン民主化に伴い、ヨーロッパの適合を目指し制定された。
25	タイ	20	25(ただし15の年齢差が必 要)	17(20未満は親の同意が必要)	18	変更なし		タイでは、1938年に民法の見直しが行われ日本の制度を参考にした。
26	大韓民国	20	20	18	19	変更なし		満20歳が適切であると判断したと思われる。
27	チェコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
28	中華人民共和 国	18 *3	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳に達すれば知的に十分は判断能力を備えていると考えられるから。
29	チリ	18	25(上限は60。また、年齢差 20以上必用)	16(ただし、18歳未満の場合は 親の同意が必要)	18	○ ①1943 ②1993	①25 ②21	チリにおいて成年年齢を再確認することが必要である。

30	デンマーク	18	18	18	18	○1976	21	若者の精神的、身体的成熟度を考慮したといわれている。
31	ドイツ	18	25 *4	16 (18未満の場合は家庭裁判所のきゃかが必要)	18	○1974	21	1972年5月、成年年齢を18歳に引き下げる法案が提出された。
32	トルコ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
33	ニュージーランド	20 *5	25 (ただし20の年齢差が必要。親族関係があるなど特別の事情がある場合は20でも養親となれる。)	16 (18未満の場合は親権者、家庭裁判所の同意が必。)	18	○1970	21	成年年齢は、成年年齢法により20歳とされている。
34	ネパール	16	N/A	N/A	N/A	×		16歳以上の者は、単独で有効な法律行為を行い得ると判断されたため。
35	ノルウェー	18	25 (特別な事情がある場合は20)	18 (18以下でも親・地方行政官が認めた場合には可だが、認められるのは妊娠をした場合等)	18	○ ①1969 ②1979	①21 ②20	欧州評議会の決議に合わせる必要があった。
36	ハーレン	21	25 (上限は50)	男：15 女：18	20	変更なし		全ての法的行為を行うに十分であると判断されたため。
37	パキスタン	18	N/A	N/A	18	N/A	N/A	現時点では成年年齢の見直しは行われていない。
38	ハンガリー	18	18	16 (ただし、18未満は後見人の許可が必要)	18	○1952	24	24歳未満の者に成年者の権利を付与する慣行が著しく増加していたため。
39	バングラデッシュ	18	N/A	男：21 女：18	18	変更なし		バングラデッシュにおける社会通念及び身体の成長状況を考慮した。
40	フィリピン	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
41	フィンランド	18	通常25	16 (18未満は法務省の許可が必要)	18	○ ①1969 ②1976	①21 ②20	成年年齢を引き下げの目的とし、成年の参加の権利促進をが挙げられる。
42	ブラジル	18	N/A	16 (18未満は親の承諾が必要)	N/A	○2001	21	犯罪年齢の若年化により民法上の成人が18なのは不都合。
43	フランス	18	28 *6	18	18	○1974	21	各種メディアの種類の情報の多様化・多重化していることが挙げらる。
44	ブルガリア	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳になれば、一定の社会生活を送った経験があると考えられるため。
45	ベトナム	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳になれば、一定の社会生活を送った経験があると考えられるため。
46	ペルー	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
47	ベルギー	18	25 (ただし、15以上の年齢差が必要であるが、配偶者の継子を養子とする場合は、年齢差は10以上で可)	18	18	○1990	21	大人の自律性を有するのが社会通念上18歳からと考えられている

48	ポーランド	18	18	18	18	変更なし		18歳の全ての法的行為を行うに十分であると判断されるため。
49	ポルトガル	18	30(養親が独身の場合) 25(養親が夫婦の場合)	16	18	○1977	21	憲法で選挙権が18歳と規定されている。
50	マレーシア	18	N/A	N/A	21	変更なし		成年年齢が18歳と定められた理由は不明。
51	南アフリカ	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
52	メキシコ	18	25(6歳の年齢差が必要)	男:16 女:14 (18未満は両親の承認が必要)	18	○1970	21	徴兵年齢が18歳であったことなどが影響している。
53	モロッコ	20	N/A	男:18 女:15	20	N/A	N/A	N/A
54	モンゴロ	18	18	18	18	変更なし		自己の行為の結果につき責任をとれる年齢と判断している。
55	リヒテンシュタイン	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A	N/A
56	ルーマニア	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		18歳という年齢が成熟状態に達した年齢と一般に受け止められている。
57	ルクセンブルグ	18	25	男:18 女:16	18	○1975	21	1968年「5月革命」の思想的影響がルクセンブルクに及んだことが大きい。
58	レバノン	18	N/A	N/A	N/A	変更なし		旧宗主国であるフランスの民法にならって成年年齢を設定した。
59	ロシア	18	N/A	N/A	18	N/A	N/A	ロシア民法は、(公民の行為能力)は成年に達し発生するとされている。